

大学院新領域創成科学研究科における定年を超える教員の研究実施について  
の申し合わせ

令和2年1月29日  
学術経営委員会制定

(目的)

1. この申し合わせは、定年を超える教員が本研究科に所属して研究を実施する場合の要件を定めることを目的とする。

(身分)

2. 定年を超える教員が本研究科に所属して研究を実施するためには、客員共同研究員等の研究科内の身分を有していなければならない。

(研究場所の確保)

3. 定年を超える教員が本研究科に所属して研究を実施する場合は、居室を含む研究スペースは研究科外に確保するとともに、借料等かかる費用は本人研究費の直接経費から支払うことを原則とする。  
ただし、系からの申請に基づき、学術経営委員会が認めた場合はこの限りではない。

附 則

この申し合わせは、令和2年4月1日から施行する